

JA改革に関する 取り組み状況について

平成26年9月24日

全国農業協同組合中央会

1. はじめに（政府・与党の検討経過）

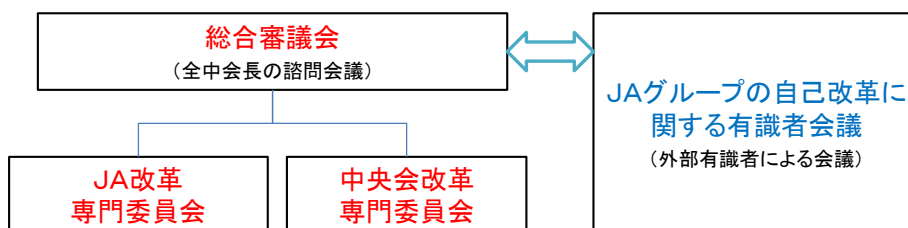
- ① 規制改革会議・農業WG(座長:金丸フューチャーアーキテクト社長)が、5月14日に「農業改革に関する意見」が発表。そのなかに、中央会制度の廃止や全農の株式会社化などが提起。
なお、同意見は、22日に規制改革会議としても決定した。
- ② 自民党は、この規制改革会議の提言を受け、5月16日の役員会を皮切りに、党としてのとりまとめに向け、検討を開始。具体的な検討は、農林幹部で連日を検討。
- ③ 農林幹部で議論が水面下で行われるなか、参議院・自民党では、農業・農協勉強会(岸宏一会長)で決議が行われなど、十分な議論を求める声や急進的な改革に反対する声が高まった。その後、自民党での協議、公明党との協議を経て、6月10日に与党のとりまとめが公表。
- ④ 与党のとりまとめは、自己改革に委ねることを基本とし、規制改革会議の提言のような組織変更等を強制するものではなく、選択制とするとともに、農協法上の中央会制度は自律的新制度へ移行する内容。
- ⑤ 規制改革会議は、与党のとりまとめを踏まえ、農業WGを経て、13日に安倍総理に「答申」。
- ⑥ その後、政府は、6月24日に、「規制改革実施計画」、「骨太方針」、「改訂・日本再興戦略(成長戦略)」を閣議決定するとともに、政府・農林水産業・活力創造本部において「活力創造プラン改訂版」を決定。
- ⑦ 今後、政府・与党は、JAグループの検討も踏まえ、次期通常国会に関連法案を提出するとしており、年内を目途に、法改正事項を中心に一定の整理を行う予定。

1

2. JAグループの検討体制の構築

- 「農協改革」に関して、政府・与党でとりまとめが行われる中で、JAグループは、組織・事業の根幹に関わる事項を含め、自己改革を進めるべく、下記の検討体制を整備。
 - ① 全国段階では、全中会長の諮問会議「総合審議会」を設置。その下に、「JA改革」と「中央会改革」に関する専門委員会を設置
 - ② さらに、全国段階では、外部等の意見を積極的に自己改革に反映すべく、経済界、マスコミ、学者等からなる「JAグループの自己改革に関する有識者会議」を設置（*初めての取組み）
 - ③ 県段階では、全国段階と一体的に県域の自己改革プランの検討を行うため、JA組合長や有識者等からなる会議体を設置
- 上記の検討体制により、次期通常国会等に向け、スピード感を持って検討を進めるとともに、組合員段階での徹底議論を進める。

【全国段階の検討体制】



県段階でも、全国段階と同様の自己改革の検討体制を整備

全農、全共連、農中では、個別に検討体制を構築し、事業・組織等のあり方を検討し、総審の検討に反映

2

3. 今後の検討のすすめ方

- 自己改革の検討に当たっては、政府・与党の検討動向を踏まえながら、当面、早急に検討することが求められる法改正等に関わる事項を中心に検討をすすめ、11月上旬までに中間とりまとめを行えるよう検討を行う。
- その後、第27回JA全国大会議案等への反映に向けて、中間とりまとめや提出法案等にもとづき、具体策の検討をすすめ、27年2月末を目途に、結論が得られるように検討を行う。

【検討スケジュール（予定）】

8月	8日：総合審議会（諮問） 11日：専門委員会（諮問事項に関する現状と課題） 29日：専門委員会
9月	5日：有識者会議
10月～ 11月	総合審議会（中間まとめ *法改正事項を中心に）
12月	
27年1月	《次期通常国会開会》
2月	総合審議会（答申）
3月	
4月以降	第27回JA全国大会の検討（答申を踏まえた実践策を検討）

随時、総審等を開催し、
検討方向等を整理

JA・組合員の意見や
法改正の動向等を踏まえ、
総審等で答申に向け検討

政府・与党の検討
状況に応じて、
変更・調整する

3

4. 政府の検討状況

- 農水省では、与党とりまとめや規制改革実施計画をふまえ、来年の次期通常国会に向けた法案等の検討を進めている。なお、通常国会に法案を出す場合、年末の税制・予算編成が開始される11月末までに、その法案の大綱がつけられることが多い。

＜規制改革実施計画で法改正すると明確にしている事項＞

- ・ 中央会関係
 - ・ 全農・経済連の株式会社への移行規定（*任意）
 - ・ JA等の組織形態の移行、分割の規定（*任意）
 - ・ 非営利規定の見直し
- こうしたなか、西川・新農水大臣は、就任後、農協改革に関して下記の旨の発言をしている。この発言を留意することが必要。
 - ・ 改革ありきではない。「農協の個性を伸ばす」、「農家の所得増大」と「農村の賑わいを取り戻す」をできるかが判断基準。
 - ・ 輸出は倍では満足できない。大きな市場を狙いたい。
 - ・ 中央会のあり方は、政府でも検討し、JAグループの検討内容とすり合わせた。早く自らの改革案を見せてほしい。

【西川大臣の発言要旨】

＜全国連会長 大臣面会時＞

- 最初に改革ありきだという、そんな改革をやるつもりはない。判断基準は、農家の所得がどうやったら増えると、そして、農村の賑わいをどうやったら取り戻せると、ここに尽きる。
- 農業所得を増やし、農家所得を増やし、農村の賑わいを取り戻すということになれば、その周辺へも農業関係者が積極的に出て行って、その所得を獲得してくるということになるのではないかと思う。その手助けを、萬歳会長はじめ農協の皆さまに考えて頂き、私どもも考えてやっていきたい。
- 農業が近代化し大規模化すれば、必ず農業から離れる人も出てくる。離れ過ぎられても困るが、これは農業の体質強化の面からこういうケースは必ず生まれる。それが生まれた時に、この人たちが困らないようにしなくてはならない。だから、働く場所、働く機会、これを皆で考えていきたい。
- 輸出に関して、幸い4,500億円が5,500億円に一年間で上がってきた。しかし、2020年までに1兆円にしようということであるが、私どもは倍では満足できない。もう少しピッチを上げてくれとを申し上げている。今、700万人の香港、520万人のシンガポール、ここに熱心に各県、各市町村、各農協が行っているが、市場として手つかずのヨーロッパに5億人の経済圏がある。更には、アメリカの3億1千万人という巨大な国家がある。大きな市場を狙っていきたい。
- 全農で、各国に店を出してくれている。農協の総合力を発揮すれば、私は本当に若い人たちが魅力を感じて農業に戻ってきてくれると、若い後継者ができると、そう信じている。

＜大臣就任会見時など＞

- 農協改革で一番検討課題になったのは、中央会制度。農協法が昭和22年にでき、農協の破綻等が続いた中で、29年に、国、県単位に中央会を置くとした。農協との密接な連絡の下に、農協の健全性ということは確保できたと思う。ですから、最近、経営に行き詰まるという状況がほとんどなくなった。そういうことで、しっかり業績を上げてくれたけれども、今後の新しいあり方はどうすればいいかを当然議論しなきゃならない。8月8日から農協自らあり方を検討してくれているので、それらの検討状況と一緒に、政府側としても検討していき、より良い制度にしていきたいと、考えております。
- 団体は団体であるべき姿を求めている。しかし、政府は政府として、農業を強くする、農家所得を増大させる、そのために中央会の果たす役割、どのような形がいいのかと、これは検討していきます。これは、是非、すりあわせをやりながら、農家のため、農業のためになるように、落ち着けていきたい。まず、中央会の自らの改革案を早く見せていただければと思います。
- 中央会は、今、農協法で位置付けられている法人。特に規制改革会議の方の最終結論を見ると、一般社団法人というふうに読めるという状況かと思う。それで、問題は、どっちが農家の所得を増やすことできるかと、私はこれに懸かっていると思う。経団連等は、確かに一般社団法人です。こういうことで何か弊害があるかということについても、十分、私どもは検討して、農協自らの改革案とすり合わせ、やっていきたいと思っています。
- (中央会制度について) 今、農協の個性をどう伸ばす、農家の所得をどう上げる、農村の賑わいはどう取り戻すという時に、本当に今の姿でいいんでしょうかと、こういうことは大いに議論したいと思う。そして、誰が見ても、これは農業・農村のためになりますねという改革を作り上げていきたいと思っています。
- (「大臣がよく言われる中央会の無駄を省くとは?」に対し) 中央会の経理状況、これから検討していきます。そして、無駄はないかどうかを含めてですね、検討してみたいと思います。なければ結構な話なんです。あった場合には改善をしていただこうと、こういう気持ちでございます。

諮問 1. 農業生産の拡大、農業者の所得増大、地域の活性化に向けた JA の事業・組織のあり方について

A. 農業・農村・JA を取り巻く情勢変化

① 農業生産の担い手の高齢化がすすむなかで、世代交代と担い手不足が加速化している状況にある。

一方、担い手の規模拡大とあわせて、全農地利用の 5 割が担い手に集積されており、全体の 1 割の担い手（販売額 1 千万円以上）で販売額の 7 割を占める状況にある。

農業生産の拡大を実現するためには、担い手の確保・育成とともに、担い手のニーズに応えた JA の事業運営を強化することが必要である。

② 農産物販売は、ライフスタイルの変化、食生活の多様化により、市場出荷から、加工用・業務用需要に対応した契約取引や直販等に転換している。また、大手小売業・外食産業による系列化やプライベートブランドによる産地・担い手の囲い込み、小売業や食品業などの農業への参入がすすんでいる。

農業者の所得増大を実現するためには、従来の「市場出荷重視型」の販売事業方式のみではなく、販売環境の変化に対応した事業方式への改革が必要である。

③ 組合員の高齢化と世代交代がすすみ、正組合員が減少する一方、准組合員が増大することにより、全国的には准組合員数が正組合員数を上回るなど、組合員の組織基盤が大きく変化している。

地域の活性化に向け、農業振興とあわせて、地域住民も巻き込んだ事業を通じたくらしのサポートや地域コミュニティーの活性化に向けた協同活動への支援など、JA が果たしている役割について、今後のあり方の検討が必要である。

- ④ 政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の発揮をはかるための地域政策を車の両輪として、農業・農村の全体の所得を今後 10 年間で倍増させる政策を展開するとしている。

この政策目標を達成するためには、JA が核となり地域の関係者と一体となって、取り組むことが必要である。

B. 政府・与党の「農協改革」における改革方向

- ① 政府・与党は、平成 26 年 6 月の「農協改革」において、農業・農村の発展を目的に、**農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点**をふまえたうえ、(a)農業者の所得向上に向けた販売事業や購買事業に重点を置いた JA の機能強化と独自性・自主性・積極性の発揮、(b)農村社会において必要なサービスを適切に提供できるようにすることが必要とし、そうした観点から、JA、連合会、中央会の改革方向を示した。

- ② **JA については、営農経済事業の強化の観点から、事業方式やガバナンスの見直しと、信用事業譲渡による代理店化等を選択制ですすめるべき**としている。

また、**正組合員を主体とした農協運営の適正化**をはかるとともに、必要なサービスの提供を維持する観点から、**准組合員の事業利用ルール**や、サービス提供の実態にふさわしい**組織形態への転換を選択制**で導入するとしている。

- ③ この考え方は、JA が自らの判断で選択できるようにすることを前提としながらも、(a)営農経済事業の強化の観点からは、総合事業を展開するのではなく**信用事業を譲渡して営農経済の専門農協としていくべきではないか**、(b)農業と地域の両方に軸足を置くことは農協法下の農業者の協同組織として限界があり、**職能協同組合に純化すべきではないか**、という考え方に基づいた組織・事業の根幹に関わる改革方向が提起されている。

JA グループは、第 26 回 JA 全国大会決議において、JA を「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」と位置づけ、農業者の協同組合として営農とくらしを支え、地域住民と共存し、総合事業により役割を発揮していくこととしており、政府・与党の考え方をふまえ、JA グループの自己改革の内容を提案する必要がある。

については、前記 A および B をふまえ、以下の事項について検討を行い、その内容を明らかにされたい。

(1) 総合力の発揮による JA 営農経済事業の強化について

- ① 農業者の所得増大を実現する販売・購買事業戦略について
- ② 担い手の確保・育成など生産基盤の強化と JA 総合事業による支援について
- ③ 総合力の発揮と営農経済事業を強化する観点からの運営目的、ガバナンス等について
- ④ 総合事業を前提に、営農経済事業強化の観点から、さらなる JA 合併等や JA 間連携の強化などの必要性や課題への対応について

(2) 将来目指すべき協同組合としての JA のあり方について

- ① 「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、農業生産の拡大、農業者の所得増大、地域の活性化、農業・農村の多面的機能発揮への役割と組織形態のあり方について
- ② 目指すべき協同組合をふまえた組合員制度のあり方について

(3) JA を支援・補完する連合会の事業・組織形態について

- ① JA の営農経済事業を支援・補完する経済連・全農の事業戦略について
- ② 経済連・全農の共同経済行為（共同販売・共同計算・共同購入等）と組織形態について
- ③ 信連・農林中金の担い手支援のための金融機能発揮等について
- ④ 信用事業の譲渡を選択する場合の代理店方式のあり方等について
- ⑤ 共済連における JA 共済事業の事務負担軽減策等について

※ (2)については、基本的課題として位置付け、来年度以降も引き続き検討いただくものとする。

※ (3)については、各連合会における検討をふまえて取りまとめていただくものとする。

諮問 2. 農協法上の中央会制度の新農政の実現に向けた新たな制度のあり方について

A. JA をめぐる情勢変化

- ① JA グループは、これまで、環境変化をふまえ、不良債権処理や経済事業改革などの事業・経営改善に取り組むとともに、自己責任経営の確立を目指して、合併をすすめてきた。合併の進展により、県 1 JA が出現する等 JA の事業構成や事業規模、組織規模などが多様化している。その結果、JA が抱える課題も個別化・高度化している。
- ② このため、これまでの総合審議会で、中央会は県中存置を基本に、「高水準の事業機能を具備し、自己責任経営を確立した JA」の構築・発展に向けて取り組むとともに、そうした JA であっても担うことができないコア機能や、JA の経営管理のうち共同して行うことが効率的・効果的である機能を中央会が担うこととし、より高度な機能の発揮、現場主義・前向き指導の強化、必要な要員の確保・育成等の将来方向を示した。あわせて、中央会体制の県間格差が一層拡大していることから、機能発揮が困難な県中と全中との実質運営一体化をすすめることとした。

B. 政府・与党の「農協改革」における改革方向

- ① 平成 26 年 6 月の政府・与党の「農協改革」では、「中央会は、農協経営が危機的状态に陥ったことを背景に、昭和 29 年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に 1 万を超えていた単位農協が 700 程度に減少し、県 1 JA も増加していること、JA バンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等をふまえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。」とされた。

② そのうえで、今後の中央会のあり方については、「農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、適切な移行期間を設けた上で、現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。」とされ、「新たな制度は、**新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討もふまえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。**」こととされた。

現在、県1JA 合併も含め県域レベルの組織再編を構想している県域が複数あり、今後もJA間の格差拡大が想定され、JAの抱える課題はいつそう個別化・高度化していくものと考えられる。新たな制度において、こうしたJAの課題にあわせた現場主義とこれまで以上に高度な水準での機能発揮が必要となっている。

また、JAの将来像を見据えた中で、新農政の実現に向け、JAグループ全体の結集力の発揮やJA経営の健全性の確保などJA・連合会が実施できない役割・機能を担う新たな制度のあり方についての検討が必要である。

については、前記AおよびBをふまえ、現在の中央会の事業・機能を検証し、新たな制度のあり方に関して、以下の事項について検討を行い、その内容を明らかにされたい。

(1) **新農政の実現に向けたJAの自立を前提として求められる機能**について

- ①新農政の実現に向けたJAの積極的な経営を支援する機能について
- ②総合JAの経営健全性を確保する機能について
- ③JAグループの総合調整機能・代表機能について

(2) **新たな制度の組織体制、法的位置づけ、財政**について

- ①求められる機能のあり方の整理をふまえ、県1JAの増加傾向、県中体制の県間格差拡大をふまえた新たな制度における組織体制について
- ②新たな制度の機能、組織体制のあり方をふまえた法的位置付けについて
- ③新たな制度の機能、組織体制のあり方をふまえ、安定運営のための財政について

総合審議会 委員名簿

【議長】

組織名	役職名	氏名
秋田県農業協同組合中央会	会長	木村 一男

【JA委員】

組織名	役職名	氏名
新ふくしま農業協同組合	代表理事組合長	菅野 孝志
さいたま農業協同組合	代表理事組合長	星野 勝太郎
ぎふ農業協同組合	代表理事組合長	櫻井 宏
レーク大津農業協同組合	経営管理委員会会長	万木 敏昭
香川県農業協同組合	経営管理委員会会長	宮武 利弘
佐賀県農業協同組合	代表理事組合長	金原 壽秀

【中央会委員】

組織名	役職名	氏名
秋田県農業協同組合中央会	会長	木村 一男
栃木県農業協同組合中央会	会長	高橋 武
富山県農業協同組合中央会	会長	穴田 甚朗
京都府農業協同組合中央会	会長	中川 泰宏
山口県農業協同組合中央会	会長	山本 伸雄
宮崎県農業協同組合中央会	会長	森永 利幸

*議長

【連合会委員】

組織名	役職名	氏名
宮崎県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	新森 雄吾
全国共済農業協同組合連合会静岡県本部	運営委員会会長	田端 敬一
愛知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員会会長	石川 克則

【全国機関委員】

組織名	役職名	氏名
全国農業協同組合連合会	経営管理委員会会長	中野 吉實
全国共済農業協同組合連合会	経営管理委員会会長	市村 幸太郎
農林中央金庫	代表理事理事長	河野 良雄
株式会社 日本農業新聞	代表取締役会長	田沼 征彦
一般社団法人 家の光協会	代表理事会長	園田 俊宏
全国厚生農業協同組合連合会	経営管理委員会会長	加倉井 豊邦
株式会社 農協観光	代表取締役会長	佐藤 俊彰
全国農協青年組織協議会	会長	黒田 栄継
JA 全国女性組織協議会	会長	大川原 けい子
全国農業協同組合中央会	副会長	飛田 稔章

※その他、必要に応じて、有識者会議の座長を特別委員に加える。

総合審議会・JA改革専門委員会 委員名簿

【座長】

組織名	役職名	氏名
広島県農業協同組合中央会	会長	香川 洋之助

【JA委員】

組織名	役職名	氏名
芽室町農業協同組合	代表理事常務	柴田 均
加美よつば農業協同組合	常務理事	早坂 仁一
佐波伊勢崎農業協同組合	常務理事	小内 敏晴
石川かほく農業協同組合	代表理事専務	種本 博
鈴鹿農業協同組合	常務理事	岡本 隆
奈良県農業協同組合	代表理事専務理事	煤田 忠敬
石見銀山農業協同組合	代表理事常務	山崎 辰次
土佐香美農業協同組合	代表理事専務	大岸 正明
八代地域農業協同組合	代表理事専務	奥村 弘幸

【中央会委員】

組織名	役職名	氏名
山形県農業協同組合中央会	常務理事	長沼 良治
京都府農業協同組合中央会	専務理事	牧 克昌
沖縄県農業協同組合中央会	専務理事	仲田 利美

【連合会委員】

組織名	役職名	氏名
ホクレン農業協同組合連合会	代表理事専務	高嶋 敏美
愛知県信用農業協同組合連合会	代表理事理事長	岸田 充広

【全国機関委員】

組織名	役職名	氏名
全国農業協同組合連合会	代表理事理事長	成清 一臣
全国共済農業協同組合連合会	代表理事理事長	勝瑞 保
農林中央金庫	代表理事副理事長	宮園 雅敬
全国厚生農業協同組合連合会	代表理事理事長	前澤 正一
全国農業協同組合中央会	専務理事	富士 重夫
全国農業協同組合中央会	常務理事	谷口 肇

※その他、必要に応じて、青年組織代表、女性組織代表・農業生産法人代表をオブザーバーに加える。

総合審議会・中央会改革専門委員会 委員名簿

【座長】

組織名	役職名	氏名
富山県農業協同組合中央会	会長	穴田 甚朗

【JA委員】

組織名	役職名	氏名
花巻農業協同組合	代表理事組合長	高橋 専太郎
さがみ農業協同組合	代表理事会長	長嶋 喜満
静岡市農業協同組合	代表理事組合長	青山 吉和
兵庫六甲農業協同組合	代表理事組合長	北畑 親昭
愛媛たいき農業協同組合	代表理事組合長	菊地 秀明
長崎県央農業協同組合	代表理事組合長	西山 洋一郎

【中央会委員】

組織名	役職名	氏名
北海道農業協同組合中央会	常務理事	鈴江 康弘
青森県農業協同組合中央会	参 事	成田 高
茨城県農業協同組合中央会	専務理事	秋山 豊
長野県農業協同組合中央会	専務理事	春日 十三男
新潟県農業協同組合中央会	専務理事	吉田 茂
愛知県農業協同組合中央会	専務理事	井上 庄吾
大阪府農業協同組合中央会	専務理事	菊井 健次
和歌山県農業協同組合中央会	専務理事	山崎 龍平
広島県農業協同組合中央会	常務理事	小田 政治
徳島県農業協同組合中央会	常務理事	齋藤 伸一
福岡県農業協同組合中央会	専務理事	本村 公則
鹿児島県農業協同組合中央会	専務理事	片平 金也

【全国機関委員】

組織名	役職名	氏名
全国農業協同組合連合会	代表理事理事長	成清 一臣
全国共済農業協同組合連合会	代表理事理事長	勝瑞 保
農林中央金庫	代表理事副理事長	宮園 雅敬
一般社団法人 家の光協会	代表理事専務	下川 正志
株式会社 日本農業新聞	代表取締役社長	日向 志郎
全国農業協同組合中央会	専務理事	富士 重夫
全国農業協同組合中央会	常務理事	谷口 肇

※その他、必要に応じ、弁護士など専門家、青年組織代表、女性組織代表をオブザーバーに加える。

**J Aグループの自己改革に関する有識者会議
委員名簿**

女性農業者		池田 陽子
明治大学農学部	教授	小田切 徳美
諏訪中央病院	名誉院長	鎌田 實
アサヒグループホールディングス(株)	代表取締役副社長	川面 克行
ジャーナリスト		川村 晃司
元(独)農畜産業振興機構	理事長	木下 寛之
日比谷パーク法律事務所	弁護士	久保利 英明
伊藤忠商事(株)	取締役会長	小林 栄三
(株)農林中金総合研究所	常務取締役	斉藤 由理子
中央大学大学院戦略経営研究科	教授	杉浦 宣彦(座長)
(株)時事通信社	常務取締役	谷 定文
長谷川農園	代表	長谷川 政二
兵庫県森林動物研究センター	研究統括監	林 良博
農業法人 フジタファーム	代表取締役	藤田 毅
作家・エッセイスト		森 久美子
日本生活協同組合連合会	専務理事	和田 寿昭

これまでの総合審議会及び専門委員会が出された意見の概要

<これまでの開催実績>

8月 8日 総合審議会(諮問)

8月11日 第1回JA改革専門委員会・第1回中央会改革専門委員会

8月29日 第2回JA改革専門委員会・第2回中央会改革専門委員会

【JA改革関係】

- JAといっても、地域、作目、規模によって多様である。多様なJAが、独自性を活かした組織・事業運営ができるような整理をすべき。
- 総合事業がなかったら、地域農業を支えるためのJA経営が成り立たなくなる。さらに、地域のライフライン等の役割も果たせなくなる。総合事業を根幹に据え改革すべき。信用事業の代理店化は、経営基盤を確保できなくなったり、サービスが低下したりしかねない。
- 営農・経済事業を中心とする農協ということを基本に据え、改革を進めるべき。その場合、農業者の所得増大に向け、営農指導、販売事業、購買事業が一体となった改革を進めるべき。
- 多くのJAでは、与党とりまとめにあるような、販売や資材供給をすでに行っている。
- 各JAではいろいろ取り組んでいるが、所得増大に向け、資材価格のさらなる引き下げなど、もっと踏み込んだ対応が必要である。
- 営農指導員が、管轄地域の拡大や行政代行業務などにより、現場対応が弱体化している。人材の育成や体制強化を考えるべき。
- 株式会社化した場合、条件不利地域等への事業提供や共同経済行為に支障をきたす懸念が強いことから、反対である。株式会社化によって、農業者にとってどのような具体的なメリットがあるのか。
- 担い手や女性の登用を進める場合は、そうした人材確保の方法や経営者としての適正性、1人1票との整合性等を具体的に示していく必要がある。
- 定年退職された後に農業を継いだ方を役員登用しているケースが多く、外部の販売・経営の専門的知見を有した者の登用は進んでいる。

- 准組合員は、地域農業・J Aの応援団として位置付けるべき。
- 准組合員については、地域農業に貢献するJ Aの運営に積極的に参画してもらおうようにすべき。そのためには、より地域に開かれたJ Aとして、組合員制度の見直しを含め、准組合員のさらなる運営参画を検討すべき。
- 准組合員の意見をさらに事業に反映していくことは必要だが、正組合員との関係や組合員制度全体の中で慎重に検討すべき。

【中央会改革関係】

- J Aの経営を良くするという観点で、県中・全中はどうあるべきかを考えるべき。
- 県1 J Aの中央会の必要性や県中存置の考え方などについても、環境変化を踏まえ検討すべき。
- 事業間調整や行政等との調整を行うような、J Aグループを束ねる組織は、引き続き、不可欠。
- 中央会は、J Aグループの結集軸として大きな役割を果たしてきた。今後もそうした組織として役割を果たすためにも、農協法上に位置付けが必要である。
- 県中・全中の指導によって、J Aが経営しにくくなったということはない。中央会の指導・監査は、J A経営に必要である。
- 中央会の指導等を見直すのであれば、J Aの独自性や業務負担となっている行政庁の検査・監督等も見直すべき。
- 中央会の広域的な共同事業展開など、効率化を進めることも必要である。
- 営農・経済事業の強化のためには、連合会を調整する機能を強化してほしい。そのなかで、担い手等を支援する全国基金を早急に作ってほしい。
- 役職員教育や、協同組合理念の普及は、極めて大事だが、J Aだけでは難しい。引き続き、中央会として取り組んでほしい。
- 中央会はこれまで大きな役割を果たしてきているが、ほとんどの組合員・国民はどのような組織か、わかっていない。果たしてきた役割を分かりやすく示す必要がある。